

市指定ごみ袋供給遅延に伴う臨時措置のお知らせ

中東情勢等の影響による原材料調達の不安定化に伴い、市指定のごみ袋が在庫不足となっております。そのため、**令和8年4月27日(月)から6月30日(火)まで**の間、指定ごみ袋以外の袋(透明・半透明など)で集積所へお出しいただくことを可能とする臨時措置を実施します。

【臨時措置の対象となるごみ袋】

種別	状況
燃やすごみ用袋	大・小サイズとも不足のため対象
燃やさないごみ用袋	大サイズが不足のため対象

※燃やさない用袋(小)は在庫が十分にあるため、**対象外**

※資源物・・・専用袋がないため対象外(通常通り)

※粗大ごみ・・・引き続き、長さ1m以上、重さ20kg以上のものは粗大ごみになりますので、臨時措置としての袋では、ごみ集積所へ出すことはできません。

【臨時措置として使用できるごみ袋】

条件	内容
色	透明または半透明で中身が見える袋
素材	プラスチック(ビニール袋)
サイズ	概ね17リットルから45リットル程度 市指定燃やすごみ袋(小)～(大)程度
厚さ	特に制限なし
取っ手	あってもなくても可
印字等	特に制限なし

【代替として使用できないもの】

段ボール箱、紙袋、布製の袋、黒色や水色の中身が見えない袋、ビニール素材以外の袋

【市民の皆さまへのお願い】

この度は、大変ご不便をおかけいたしますが、指定ごみ袋の**買いため等の行動はお控え**いただき、冷静な対応をお願いいたします。

ごみの分別方法や排出場所、収集日などは変更ありません。ごみの飛散防止のため、ごみ袋の口は結んでお出してください。ご協力をお願いいたします。

※裏面へ続く

【臨時措置で使用できる袋】



中身の見える透明、半透明または乳白色

【臨時措置で使用できない袋】



中身の見えない袋

Q.いつ販売は再開できる見込みなのか？

A.指定ごみ袋製造事業者とは、現在調整を進めているところです。安定的な供給の見込みが判明次第、市民の皆さまへお知らせいたします。

Q.店舗のレジ袋はごみ出しに使用することができるのか？

A.はい。透明又は半透明、乳白色等のレジ袋であれば使用できます。

Q.市指定の燃やさない袋は、燃やすごみ袋として使用することができるのか？

A.はい。使用できます。

Q.他の自治体の指定ごみ袋を使用しても良いのか？

A.他の自治体のごみ袋は、当該市町村内のごみを排出するためのものですので、使用はお控えください。

Q.代替袋の購入費用は市が負担するの？

A.いいえ。代替袋の購入費用は、市民の皆さまのご負担となります。ご了承ください。

Q.ごみの排出方法は通常と異なるのか？

A.いいえ。排出場所、排出日時、排出方法及び分別方法に変更はありません。

【お問い合わせ】

龍ヶ崎市 都市整備部

廃棄物対策課 廃棄物対策 G

64-1111(内線 421・426・427)